

| 管理コード  | 提案事項<br>(事業名)   | 該当法令   | 制度の現状  | 求める措置の具体的内容  | 具体的事業の実施内容・提案理由  | 制度の<br>分類 | 制度の<br>内容 | 各府県からの再検討事項に対する回答 | 再検討事項  | 提案主体からの意見  | 「制度の<br>分類」<br>の<br>取扱い | 「制度の<br>内容」<br>の<br>取扱い | 各府県からの再検討事項に対する回答 | 再々検討事項 | 提案主体からの再意見 | 「制度の<br>分類」<br>の<br>取扱い | 「制度の<br>内容」<br>の<br>取扱い | 各府県からの再検討事項に対する回答 | プロジェクト名 | 提案<br>事項<br>番号 | 提案主体名 | 都道府県                            | 制度の管掌<br>関係府県 |     |       |
|--------|---|--|--|--|--|-----------|-----------|-------------------|--|--|-------------------------|-------------------------|-------------------|--------|------------|-------------------------|-------------------------|-------------------|---------|----------------|-------|---------------------------------|---------------|-----|-------|
| 120010 | ご当地ナンバー(第2弾)導入基準の緩和   | ご当地ナンバー(第2弾)導入基準   | 導入基準において、<br>・原則として、単独の市町村ではなく、複数の市町村の業合体による<br>・登録自動車数が10万台を超えている。<br>・OSSを導入している。<br>又は願わばる山内へ導入が前提として具体的な導入計画が策定されている。<br>・要望は、県が行う。<br>・県内における他の地域と比較して、人口、登録自動車数等に相違がないこと。<br>・要望書の提出締め切りは、6月28日  | 日光市単独で、日光ナンバーを改めてほしい<br>(1)「複数市町村の業合体」を、日光市単独とする。<br>(2)「登録自動車10万台超え」を、4万台と定める。<br>(3)「OSS導入状況」があることについて、栃木県において導入決定であっても対象とする。<br>(4)「申請者を都道府県とする」を、日光市を申請者とする。<br>(5)人口、登録自動車数等において、他の地域を参考とする対象地域と比較しない。<br>(6)要望書提出期限を、構造特区の基本方針が決定され、認定申請を行い、認定の効力が生じる日まで延長する   | ○提案理由<br>2府2市1村の合併により全国3位の面積をもち、単独で県土の1/4を占める広域性及び江戸時代から「日光神宮」でくろくたると一体的エリアという都市の特殊性に加え、東武東上線「日光の社寺」やラムホール発祥地等を有する豊かな自然環境、及び貴重な歴史的・文化的遺産等、他に類を見ない都市独自の地域特性を有している。特例として日光市単独でのナンバー設置の実現に向けた条件緩和を提案。<br>○効果<br>観光産業をはじめとする産業活動などに東日本大震災以降の経済停滞に伴う多大なダメージの影響が今年お色色も残っている市町にとって、大きな経済効果が期待される。国際観光文化都市としての定なるPRや観光振興等に非常に有効であり、市町村合併によって一地域での組織が合併後の広大な日光市の都市ブランド力の再構築にもつながらる。 | C         |           |                   | 自動車のナンバープレートに要求する地域名は、東海台蔵、地理的状況等のバランスを考慮して、全国的な視点から定めているものである。それ故、現在公募中の「ご当地ナンバー(第2弾)」においても全国一律の基準を設けているところであり、特定の地域だけ例外的に申請が可能なようご検討をお願いします。 | 右の提案<br>ご当地からの提案<br>左の提案<br>ご当地は、全国3位の面積をもち、国際観光文化都市として、また、全国でも稀な自然文化遺産とラムホール発祥地の両方を有する都市「日光」として国内外に広く知られるなどの地域特性を有しています。また、東日本大震災以降震災を踏まえて、全国的な視点から定めているものである。そのため、全国的な視点から定めているものではない。ご当地からの提案は、東海台蔵、地理的状況等のバランスを考慮して、全国的な視点から定めているものではない。ご当地からの提案は、東海台蔵、地理的状況等のバランスを考慮して、全国的な視点から定めているものではない。ご当地からの提案は、東海台蔵、地理的状況等のバランスを考慮して、全国的な視点から定めているものではない。 | C                       |                         |                   |        |            |                         |                         |                   |         |                |       | 1<br>0<br>0<br>4<br>0<br>1<br>0 | 日光市           | 栃木県 | 国土交通省 |
| 120020 | 「公営住宅法第23条、第28条」<br>「公営住宅法第6条、第8条」<br>「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第13条」<br>「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第9条、第7条」 | 所得制限は下記のとおり。<br>①公営住宅<br>収入上限として、25.9万円以下で事業主体が交付し、事業者が交付する。<br>②特定優良賃貸住宅<br>収入上限として、25.9万円以下で事業者が交付し、特定優良賃貸住宅の事業者が交付する。<br>③特定優良賃貸住宅<br>収入上限として、25.9万円以下で事業者が交付し、特定優良賃貸住宅の事業者が交付する。 | 山間地域は木材の供給、災害の防止、水資源のかん護など都市地域を含めた多様な事業を支える重要な公益的機能を有していることから、この地域を県全体で支えるため、平成21年3月に「あいち山村振興ビジョン」を策定し、山間地域の振興を進めている。特に山間地域、連綿地域への居住、定住の促進に関しては「愛知県交流居住センター」を県、関係市町村、大学、NPOなどと連携団体とともに設置し、取り組んでいる。しかし、連綿地域では、民間の物件は非常に少なく、また、空き家も増えており、移住者には、公営住宅(一般公営住宅及び特定公共賃貸住宅(特公賃))への入居を勧めることとなるが、その公営住宅の整備戸数も少なく、さらに、連綿地域の特性や用途も異なるものの、入居特権(上限設定)によって入居できないケースが生じている。一方で、申請者数を対象とした特公賃についても、入居特権(上限設定)があることから、空き家があっても申請者では入居できず、結果として異なる近隣の市町村に居住し、通勤せざるを得ないというケースが生じている。こうした連綿地域においては、地域の維持・活性化を図るため、民間物件・空き家・公営住宅といった数少ない住宅資源を有効に活用し、都市部からの移住の促進に努める必要があることから、公営住宅の入居条件において所得制限等について、自治体の条例で自由に変更することができるよう数量の拡大を求める。 | 「地域再生推進のための公営住宅の目的外使用承認の柔軟化について」(平成16年4月20日付け閣議決定)及び「地域再生推進のための特定優良賃貸住宅等の目的外使用承認の柔軟化について」(平成16年12月21日付け閣議決定)等)で示していることより、地方公共団体が地域再生計画を作成して内閣総理大臣の認定を受けた場合には、地方整備局長等に事後報告することにより、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和58年法律第179号)第22条の規定があつたものとして当該地域再生計画指定地域の公営住宅又は特定公共賃貸住宅を目的外使用することが可能である。目的外使用に係る公営住宅又は特定公共賃貸住宅については、入居希望者の収入の多寡にかかわらず入居させることが可能であるため、これによって提案の内容に対応できると考えられる。 | D  | -         |           |                   |  |  |                         |                         |                   |        |            |                         |                         |                   |         |                |       | 1<br>0<br>1<br>5<br>0<br>2<br>0 | 愛知県           | 愛知県 | 国土交通省 |